

## 熊本県優良委託業務等表彰要領

(赤字は平成29年3月17日に改正された部分です)

### 第1 目的

この要領は、熊本県土木部（以下「土木部」という。）が発注した地質調査、測量、建築・土木建設コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）について、他の模範となる特に優良な委託業務（以下「優良委託業務」という。）を履行した者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該受託者の社会的評価を高め、建設産業の振興に資することを目的とする。

### 第2 被表彰者

委託業務を履行した県内に本店を置く委託業者（以下「受託者」という。）並びに当該委託業務の管理技術者（以下「技術者」という。）とする。

### 第3 表彰対象委託業務

前年度に完成した受託金額が250万円を超える土木部が発注した委託業務で、委託業務成績評定点が80点以上の委託業務（以下「対象委託業務」という。）とする。

ただし、次のいずれかに該当する受託者が受託した業務を除く。

- (1) 前年度に完成した土木部発注委託業務において、委託業務成績評定点が70点未満の業務があった場合。
- (2) 前年度の当該受託者の土木部委託業務成績平均点（当該委託業務の部門に限る。）が、前年度の土木部全体の委託業務成績平均点（当該委託業務の部門に限る。）を下回った場合。
- (3) 前年度の**表彰日の翌日**から**当年度**の表彰日までの間に、測量法又は建築士法等に基づく監督処分を受けた場合、若しくは指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた場合。ただし、表彰日までに処分が確定していない場合であっても、特に重大な法令違反等が明らかなる場合は、表彰から除外することができる。なお、この**ただし書きの規定により実際に表彰から除外された場合は、その受託者については重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日は翌年度の表彰には影響しないものとする。**
- (4) **当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない場合。**
- (5) 前年度の**表彰日の翌日**から**当年度**の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった場合。

### 第4 表彰部門

表彰部門は、地質調査業務、測量・土木設計業務、建築設計業務の3部門とし、**表彰を受ける受託者の総数は、10受託者程度とする。**

## 第5 審査会の設置

土木部長は、被表彰者を選定するため、別表に掲げる者で構成する「熊本県優良委託業務等表彰審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

## 第6 表彰の決定

(1) 審査会は、第9に定める事務局が表彰候補として提出した委託業務の中から被表彰者を選定し土木部長に報告する。

(2) 土木部長は、審査会の選定結果を受け、被表彰者を決定し、表彰する。

## 第7 被表彰者及び優良委託業務概要の公表

被表彰者及び優良委託業務概要については、県ホームページで公表する。ただし、技術者は、本人の同意が得られない場合は公表しない。

## 第8 表彰の取消し

土木部長は、受託者が表彰を受けた委託業務に関し第3で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該工事の表彰を取り消す。

## 第9 事務局

本要領に係る事務を処理するため、土木部土木技術管理課に事務局を置く。

## 第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県優良委託業務等表彰要領取扱いに定める。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成29年3月17日に一部改正

### (別表) 熊本県優良委託業務等表彰審査会

審査会 委員	政策審議監（会長） 河川港湾局長（副会長） 道路都市局長 建築住宅局長 監理課長 土木技術管理課長
-----------	--